

## 知財高裁重要判例勉強会 第1回開催

今年度より大阪発明協会では、会員サービスの一環として会員様が無料で参加できる判例勉強会を企画いたしました。

この勉強会は、当協会の人気セミナーである「契約書作成実践セミナー」において長年講師を務めていただいている、弁護士法人淀屋橋・山上合同の藤川義人弁護士からのご提案・ご協力によって実現したもので、平成23年以降の知財高裁における重要な判例を中堅・中小企業の経営者・知財担当者を対象に発表担当の弁護士や弁理士が解説し、その争点等について参加者間で議論をするという形式で、18時30分～20時の夜間講座として行われました。



当日は何名かのキャンセルはありましたが、17名の参加者が集まりました。なお、会場は、この勉強会を実施協力していただく弁護士法人淀屋橋・山上合同会議室を使用させていただきました。

まず初めに、本勉強会を提案いただいた藤川弁護士より勉強会の趣旨等について説明があり、1回の勉強会につき2つの判例を紹介

すること、そして解説後は参加者同士の自由討論にすることなどを確認した後、1つめの判例である「切り餅事件」を藤川弁護士が解説しました。越後製菓(株)と佐藤食品工業(株)が争った有名な事件ということでスタートとしては取っつきやすいテーマということもあり、「側面の切り込みを入れるか否か」という争点について、また1審から高裁で判決が異なった点について、参加者同士で活発な議論が行われました。

後半は2つめの判例として「梨地成形用金型事件」が取り上げられ、藤川特許事務所の正木裕士弁理士が解説しました。(株)モールドテックと(株)棚澤八光社が争ったこの事件では、金型製造プロセスにおける工程部分の文言解釈の違い等について議論が行われました。

終了後のアンケートでは、各判例解説後の議論の時間をもっと増やしてほしいという要望や、取り上げる判例を参加者が事前に読み込んでおくことが必要との感想があり、このような参加者からのご意見も取り入れて改善しながら、よりよい勉強会にしていきたいと考えております。

なお、次回の知財高裁重要判例勉強会は、5月16日(金)18時30分より開催の予定です。取り上げる判例は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の野中啓孝弁護士が解説する「車載ナビゲーション装置事件」と、同じく淀屋橋・山上合同の雨宮沙耶花弁護士が解説する「食品の包み込み成形方法事件」の予定です。ご興味がありましたらぜひお気軽にご参加下さい(定員20名先着順ですので申込はお早めに！)。